

SOSネットワークに 登録しませんか？

【SOSネットワークとは】

認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察だけではなく、地域の協力機関が捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見・保護するしくみです。

高齢者などが行方不明となった場合に、ご家族等からいただいた情報を、ネットワークに登録している関係機関に発信し、日常業務や生活のなかで行方不明者を気にかけていただくことで、行方不明者の早期発見につなげることを目的としています。

【利用するためには？】

＜事前登録のご案内＞

行方不明となる可能性のある方（認知症の高齢者又は障がい者）の名前や特徴、写真などの情報を、ご家族やご本人の同意を得て、町にあらかじめ登録しておき、早期発見に役立てるものです。

事前登録することで、行方不明発生の際に、協力機関へ必要な情報を速やかに提供でき、早期発見、保護された時の身元の確認が早いなどのメ

リットがあります。

事前登録には申請が必要ですので、登録する方の写真（1年以内に撮影したもの、無帽の顔写真および全身写真）、印鑑を用意し、ご連絡ください。

【協力機関を募集しています】

SOSネットワーク事業にご協力いただける企業、事業所などを募集しております。登録された協力機関には、行方不明発生時にFAXまたはメールで行方不明になられた方の情報をお知らせいたします。協力機関には、具体的な捜索活動をお願いするものではなく、日常業務の範囲のなかでの協力・情報提供をお願いしています。

ご説明に伺いますので、行方不明者の早期発見・保護にご協力願います。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課包括支援係
(シルバープラザ内)
☎0137-65-5001
- ・住民サービス課包括支援係
(熊石総合支所内)
☎01398-2-2365

防犯！障がい者虐待

◎障害者虐待防止法(平成24年10月施行)をご存知ですか？

虐待は障がいのある方の尊厳を傷つける許されない行為です。障がいのある方の自立や社会参加をすすめるためにも、虐待を防止することが非常に重要で、もしも虐待を見つけた場合は、いち早く通報あるいは相談することが事態の深刻化を防ぎます。

虐待は家族等の介護をしている養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、障がいのある方を雇用する事業主などの使用者による虐待に分けられます。

【こんな行為が虐待行為です】

- ～虐待をしている側、障がい者本人の自覚は問いません～
- (1) 身体的虐待
身体に外傷が生じたり、生じるおそれのある暴行を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待
性的暴力を行ったり、性的行為をさせること。
- (3) 心理的虐待
著しい暴言、著しく拒絶的

な対応、不当な差別言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- (4) 放棄・放任
衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、同居人・施設等利用者・他の労働者による上記(1)から(3)の行為を放置すること。
- (5) 経済的虐待
本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

【虐待を見かけたら通報をお願いします】

市町村等の職員には守秘義務が課されていますので、通報や届け出をした方を特定する情報は守られます。



〈通報先〉

八雲地域	平日	8:30～17:15	保健福祉課障がい者福祉係 (シルバープラザ内)	TEL 0137-64-2111
	休日・夜間	—	八雲町役場：宿日直室	TEL 0137-62-2111
熊石地域	平日	8:30～17:15	住民サービス課環境生活係 (熊石総合支所内)	TEL 01398-2-3111
	休日・夜間	—	熊石総合支所：宿日直室	TEL 01398-2-3111

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111